

## 第12回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日時：令和2年7月28日(火)  
時分～時分  
(本会議、議会運営委員会終了後)  
場所：第4委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員  
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記

---

### 議 題

#### 1 議員定数等について

・「議員定数を考える視点」を踏まえての各党派等における考え

資料1

#### 2 市民アンケートを踏まえた市民の声を聞く取組について

#### 3 その他

○次回開催 月 日 ( ) 時 分 第4委員会室

---

## 議員定数を考える視点について

---

### (1) 議会の機能から考える

- ①政策立案機能・行政監視機能:合議性  
【一定時間内に実りある議論ができる人数】×【常任委員会の数】
  
- ②広聴機能:代表性  
地域の多様性のある意見を必要十分に反映できる人数

### (2) 市民の視点から考える

- ①人口規模
- ②他市比較
- ③財政面
- ④今回実施した議員定数等に関するアンケート結果

### (3) 浜田市の特殊性から考える

- ①浜田那賀方式自治区制度
- ②特定第三種漁港・重要港湾
- ③広い市域
- ④その他

## ◆類似団体の状況について

類似団体(人口5万人以上6万人未満かつ産業構造が類似)24団体の状況

※議員定数は、平成30年12月31日現在

※主要財政指数は平成29年度の数値

都道府県名	団体名	議員定数	常任委員会数	常任委員会 構成数	面積(km <sup>2</sup> )	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス 指数
北海道	北広島市	22	3	7	119	0.65	92.6	4.2	80.3	98.8
北海道	石狩市	22	3	6.3	722	0.51	93.2	8.6	84.6	98
青森県	むつ市	26	3	7.3	864	0.38	97.1	17.1	169	96.2
岩手県	滝沢市	20	3	6.6	182	0.58	91.8	7.2	66.8	97.3
宮城県	塩竈市	18	3	6	17	0.52	97.9	9.6	8.9	97.2
宮城県	富谷市	20	3	5.6	49	0.81	93.1	▲ 2.1	-	92.8
埼玉県	日高市	16	2	8	47	0.87	94.6	1.8	3.5	97.3
埼玉県	白岡市	18	3	6	25	0.85	90	7.9	-	97.5
東京都	福生市	19	3	6.3	10	0.79	90.7	▲ 3.0	-	102.1
神奈川県	逗子市	17	2	8	17	0.87	97.7	5.8	67.5	100
石川県	七尾市	18	3	6	318	0.43	95.1	17.1	100.1	93.9
石川県	野々市市	15	2	7.5	14	0.83	93.9	5.6	33.7	97.9
愛知県	長久手市	18	2	8.5	22	1.07	86.9	▲ 1.4	-	99.2
京都府	向日市	20	3	6.6	8	0.72	96.8	1.8	-	100.4
大阪府	高石市	16	2	8	11	0.86	100.6	15.6	155.5	99.7
大阪府	四條畷市	12	2	6	19	0.62	94	6.1	-	94.5
大阪府	大阪狭山市	15	2	7.5	12	0.71	95.1	3	1.3	99.6
大阪府	阪南市	14	2	7	36	0.55	102.3	8	84.2	99
奈良県	桜井市	16	3	8~9 (重複)	99	0.53	103.6	7.8	94.2	100.1
和歌山県	岩出市	16	2	8	39	0.64	86.9	3.5	-	95.4
福岡県	小郡市	18	3	6	46	0.67	98.3	11.9	56.2	101.5
福岡県	古賀市	19	3	6	42	0.68	95	5.3	-	94.5
熊本県	荒尾市	18	3	6	57	0.47	89.7	9.3	-	97
平均		17.8	2.6	6.8						

島根県	浜田市	24	3	7.7	691	0.4	90.9	10.1	72.3	97.4
-----	-----	----	---	-----	-----	-----	------	------	------	------

○**財政力指数**・・・各地方公共団体の財政力を示す指数。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど、財政的に余裕がある団体と言われている

○**経常収支比率**・・・経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標

○**実質公債費比率**・・・18%以上となる地方公共団体は、地方債の借入れに許可を要する。地方公共団体の一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率。財政健全化法の健全化判断比率の一つ

○**将来負担比率**・・・標準財政規模に対する地方債など現在抱えている負債の割合。将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえる

○**ラスパイレス指数**・・・地方公務員の給与額を同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較した場合に算出されるもの